

令和 6 年 3 月
東 京 税 関

関 係 各 位

**ベトナム発給機関におけるシステム障害発生に係る原産地証明書の提出猶予の
取扱いの終了について**

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

本年1月にご連絡したベトナム発給機関におけるシステム障害の発生に伴う原産地証明書の提出猶予の取扱いにつきまして、ベトナム発給機関でのシステム障害が解消されたことが確認されましたので、本年3月31日を以て本取扱いを終了しますのでお知らせします。同日以降、原産地証明書の提出猶予については通常の手続きとなりますのでご注意ください。

具体的な取扱いについては、税関ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/roo/news/20240119.html>

【問合せ先】

業務部

通関総括第1部門（通関手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地証明書関係）

電話：03-3599-6527